

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段磁気式プリペイドカード「レオカード」の
払戻しのお知らせについて

平成20年3月14日にお取り扱いを終了いたしました当社発行の前払式支払手段磁気式プリペイドカード「レオカード」(以下「レオカード」といいます。)につきまして、払戻しを実施しておりますが、下記のとおり、資金決済に関する法律に基づく未使用残額の払戻し手続きをいたしますので、お申出期間内にお申し出くださいますようお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

西武鉄道株式会社

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

「レオカード」 【発売額】 500円（表示 500度数）、1,000円（表示1,000度数）
3,000円（表示3,000度数）、5,000円（表示5,300度数）

○払戻しのお申出期間

平成28年4月1日（金）から平成30年1月31日（水）まで。（お取扱いは各駅の窓口営業時間といたします。）

※ 当該お申出期間内にお申出をいただかなかった場合は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意くださいますようお願いいたします。

○お申出の方法

最寄りの当社各駅（業務委託駅である小竹向原駅を除きます）へ「レオカード」をご提出ください。

○払戻しの方法

お申出いただいた当社各駅（小竹向原駅を除きます）の駅事務室にて、「レオカード」と引き換えに、未使用残額全額を無手数料で現金にて払い戻しいたします。

※ お持ちのレオカードの枚数によっては、当日その場で払戻しができないことがありますので、ご了承ください。

○払戻しに関する問い合わせ先

西武鉄道お客様センター

04-2996-2888（平日9時～19時 土休日9時から17時 年末年始を除く）

平成28年4月1日

埼玉県所沢市くすのき台1丁目11番地の1

西武鉄道株式会社